


新（平成27年3月9日農林水産省告示第515号）	旧
<p>枠組壁工法構造用製材及び<u>枠組壁工法構造用たて継ぎ材</u>の格付の表示の様式及び表示の方法</p> <p>1 様式</p> <p>(1) 甲種枠組材                  (図略)                  ア～オ (略)                  [削る。]  <u>カ</u> 性能区分及び薬剤名は、<u>枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格</u>（昭和49年7月8日農林省告示第600号）に規定する表示の方法により記載する。                  キ (略)</p> <p>(2) 乙種枠組材                  (図略)                  ア～カ (略)                  [削る。]  <u>キ</u> 性能区分及び薬剤名は、<u>枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格</u>に規定する表示の方法により記載する。                  ク (略)</p> <p>(3) <u>MSR</u> 枠組材                  (図略)                  ア～エ (略)</p> <p>(4) <u>たて枠用たて継ぎ材</u></p>  <p><u>ア</u> 円の外径は25mm以上とする。</p> <p><u>イ</u> 円の縁の幅は、円の外径の<math>\frac{1}{20}</math>とする。</p> <p><u>ウ</u> JASの文字の高さは、円の外径の<math>\frac{3}{10}</math>とする。</p>	<p>枠組壁工法構造用製材の格付の表示の様式及び表示の方法</p> <p>1 様式</p> <p>(1) 甲種枠組材                  (図略)                  ア～オ (略)  <u>カ</u> <u>文字及び縁の色は、黒とする。</u>  <u>キ</u> <u>等級、性能区分及び薬剤名は、枠組壁工法構造用製材の日本農林規格</u>（昭和49年7月8日農林省告示第600号）に規定する表示の方法により記載する。                  ク (略)</p> <p>(2) 乙種枠組材                  (図略)                  ア～カ (略)  <u>キ</u> <u>文字及び縁の色は、黒とする。</u>  <u>ク</u> <u>等級、性能区分及び薬剤名は、枠組壁工法構造用製材の日本農林規格</u>（昭和49年7月8日農林省告示第600号）に規定する表示の方法により記載する。                  ケ (略)</p> <p>(3) <u>MSR</u> 製材                  (図略)                  ア～エ (略)</p> <p>[新設]</p>

エ 認定機関名は、略称を記載することができる。

(5) 甲種たて継ぎ材



ア 円の外径は25mm以上とする。

イ 円の縁の幅は、円の外径の $\frac{1}{20}$ とする。

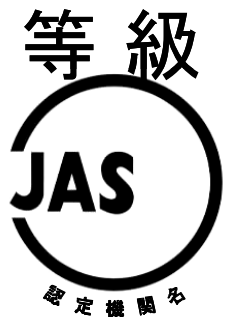
ウ J A Sの文字の高さは、円の外径の $\frac{3}{10}$ とする。

エ 等級の文字の高さは、円の外径の $\frac{2}{5}$ とする。

オ 認定機関名は、略称を記載することができる。

[新設]

(6) 乙種たて継ぎ材



ア 円の外径は25mm以上とする。

イ 円の縁の幅は、円の外径の $\frac{1}{20}$ とする。

[新設]

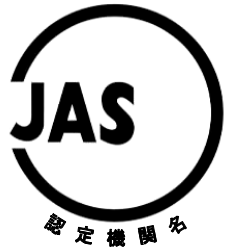
ウ JASの文字の高さは、円の外径の $\frac{3}{10}$ とする。

エ 等級の文字の高さは、円の外径の $\frac{2}{5}$ とする。

オ 等級を表わす文字は、コンストラクションにあつては「CONST」と、スタンダードにあつては「STAND」と、ユティリティにあつては「UTIL」とする。

カ 認定機関名は、略称を記載することができる。

(7) MSRたて継ぎ材



ア 円の外径は、25mm以上とする。

イ 円の縁の幅は、円の外径の $\frac{1}{20}$ とする。

ウ JASの文字の高さは、円の外径の $\frac{3}{10}$ とする。

エ 認定機関名は、略称を記載することができる。

2 表示の方法

各本ごとに、材面の見やすい箇所に付すること。

[新設]

2 表示の方法

各本又は各枚ごとに、材面の見やすい箇所に付すること。